

「救急安心センターおおさか救急医療相談プロトコル（Ver.3）検証会議」開催要綱

（目的）

第1条 「救急安心センターおおさか救急医療相談プロトコル（ver.3）検証会議」（以下「本会議」という。）は、救急安心センターおおさかにおいて運用している救急医療相談プロトコル（Ver.3）の検証を行い、その精度の向上を図るために、有識者等の意見を聴くことを目的として開催するものである。

（聴取事項）

第2条 本会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 運用している救急医療相談プロトコルの内容に関する事
- (2) 救急医療相談に寄せられた相談内容に関する事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事

（本会議のメンバー）

第3条 本会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する有識者等のうちから消防局長が委嘱する。

- 2 本会議は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

（座長）

第4条 本会議の座長は、メンバーの互選により定める。

- 2 座長は、本会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

（開催期間）

第5条 本会議は、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで開催する。

（庶務）

第6条 本会議の庶務は、消防局救急部救急課において行う。

（その他）

第7条 本会議のメンバーは、議事の中で知り得た情報を漏らしてはならない。

- 2 この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に必要な事項は、本会議において定める。

付則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。